

居宅介護支援 重要事項説明書 <令和 6 年 4 月 1 日現在>

1 居宅介護支援を提供する事業者について

事業者名称	地方独立行政法人さんむ医療センター
代表者氏名	理事長 坂本昭雄
所在地、連絡先	千葉県山武市成東 250 電話 0475-82-2521

2 ご利用者への居宅介護支援を担当する事業所について

(1)事業所の情報

事業所名称	さんむ医療センター居宅介護支援事業所
介護保険事業所番号	1279000093
所在地、連絡先	千葉県山武市成東 250 さんむ医療センター本館 1 階 電話 0475-82-2521 FAX 0475-80-1738
事業実施地域	山武市、東金市、九十九里町

(2)事業目的と運営方針

事業目的	利用者の心身状況や環境等を的確に把握し、要介護状態の軽減、もしくは悪化防止、又は要介護状態となる事の予防等を念頭に置き、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが利用者の選択に基づいて、多様な事業者から総合的、効率的に提供され、居宅にて自立した日常生活を営む事ができるよう支援する事を目的としています。
運営方針	サービスの提供にあたっては、利用者の意志や人格等を尊重し、常に利用者の立場に立ち、提供される居宅サービス等が、特定の種類や、特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行います。 事業運営にあたっては、市町村、他の居宅サービス事業者、介護保険施設等と連携に努めます。

(3)事業所の営業日及び営業時間

営業日時	月曜日～金曜日の、午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分 (国民の祝日に関する法律に規定する休日、及び 12 月 29 日～翌年 1 月 3 日を除く)
------	---

(4)事業所の職員体制

事業所管理者、人員	主任介護支援専門員内田昌臣 1 名(常勤専従)。 (基礎資格…介護福祉士。他、社会福祉士等も保有)。
-----------	---

3 居宅介護支援の内容、利用料やその他の費用について

居宅介護支援内容	① 介護相談。 ② 居宅サービス計画(以下、「計画」とする。)の作成(課題分析方法:TAI)。 ③ 居宅サービス事業者や、その他インフォーマルサービス等の連絡調整。 ④ 利用者状況やサービス実施状況の、把握と評価。 ⑤ 給付管理。 ⑥ 要介護(支援)認定の申請に関する支援協力。
利用者負担額	<p>介護保険が適用される場合、介護保険制度により居宅介護支援費が、居宅介護支援事業所に全額給付されます。利用料をいただく事はありません。ただし介護保険料滞納により、法定代理受領理ができない場合等は、1ヶ月につき下記の金額をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行します。この証明書を、お住まいの地域にある役所の介護保険窓口提出すると、全額払い戻しを受けられます。</p>

【居宅介護支援の基本報酬】

当事業所は、居宅介護支援費 I を算定します。

1 単位あたり単価は 10 円です。厚生労働省により山武市の地域区分は 7 級地とされており、7 級地は 1 ヶ月につき下記単価に、10.21 円を乗じた金額を算定します。地域区分は、事業所の所在地域と人件費割合から計算されます。

居宅介護支援 I	要介護 1・2	要介護 3・4・5
(i) 取り扱い件数 45 件未満	1,086 単位	1,411 単位
(ii) 取り扱い件数 45 件以上 60 件未満	544 単位	704 単位
(iii) 取り扱い件数 60 件以上	326 単位	422 単位

【下記条件を満たした場合、上記金額に加算します】

○初回加算…300 単位

- ① 新規に計画を作成する場合(新規…契約有無に関わらず、当該利用者について過去 2 月以上、当事業所にて居宅介護支援を提供していない場合に、当該利用者に対して計画を作成した場合を指す)。
- ② 要支援者が要介護認定を受けた場合に、計画を作成する場合。
- ③ 要介護状態区分が 2 区分以上変更され、計画を作成する場合。

○入院時情報連携加算

利用者が病院・診療所に入院後、情報提供した場合、月 1 回を限度に算定する。提供方法や、医療機関訪問の有無は問われない。

(I) 入院当日の情報提供…250 単位(入院日以前の情報提供含む。営業時間終了後や、営業日以外の日入院した場合、入院日の翌日を含む)。

(II) 入院後 3 日以内の情報提供…200 単位(入院日の翌日、又は翌々日に情報提供していること。営業時間終了後に入院した場合、入院日から起算して 3 日目が営業日でない場合、その翌日も含む)。

○退院・退所加算

病院、診療所の入院者、又は地域密着型介護福祉施設、介護保険施設の入所者が退院・退所する場合、病院・施設等の職員と面談を行い、必要な情報提供を受けた上で計画を作成し、居宅・地域密着型サービスの利用調整を行った場合に算定する。

退院・退所後に福祉用具貸与が見込まれる場合は、必要に応じ、福祉用具専門相談員や居宅サービスを提供する作業療法士等が参加する。

3 回連携する場合、入院・入所中の担当医等との退院時カンファレンス等に 1 回以上参加する事。

	カンファレンス参加なし	カンファレンス参加あり
連携 1 回	450 単位	600 単位
連携 2 回	600 単位	750 単位
連携 3 回	算定不可	900 単位

※面談について…テレビ電話装置等を活用できるものとする。利用者・家族が参加する場合、テレビ電話装置等について同意を得なければならない。

①厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」

②厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」を遵守する。

○緊急時等居宅カンファレンス加算…月 2 回を限度に 200 単位。

利用者の状態急変等に伴い、訪問診療や在宅療養の保険医の求めにより、利用者宅でのカンファレンスに参加し、必要に応じて居宅・地域密着型サービスの調整を行った場合に算定する。

※病院・診療所から介護支援専門員に要請があった場合のみ算定可。介護支援専門員から病院・診療所に要請した場合は算定不可。

○通院時情報連携加算…月 1 回を限度に 50 単位。

利用者が、病院・診療所・歯科医院で、医師や歯科医師(以下、「医師等」とする。)の診察を受ける時に、介護支援専門員が同席し医師等に対し利用者の情報提供を行い、医師等から情報提供を受けた上で、計画等に記録した場合に算定する。

○看取り期におけるサービス利用前の相談・調整等の評価

介護保険サービス等の利用に向け、介護支援専門員が利用者の退院時等に必要なケアマネジメント業務(モニタリング、サービス担当者会議、給付管理等)を行ったが、利用者の死亡によりサービス利用に至らなかった場合、サービスが提供されたものと同等に取り扱うことが適当と認められるケースについて、居宅介護支援の基本報酬が算定できる。

※給付管理票が無い場合、算定不可。

4 交通費について

山武市・東金市・九十九里町の方は、交通費は無料です。

5 利用者の居宅への訪問頻度の目安

利用者の状況把握のため、介護支援専門員が最低でも 1 ヶ月に 1 回は利用者の居宅を訪問します。

※その他、相談や体調確認のため、利用者の居宅を訪問する事があります。

6 利用料、その他の費用の請求および支払い方法について

<p>利用料等の請求</p>	<p>① 利用料等は、サービス事業所ごとに計算し、利用のあった月の合計金額を請求します。 ② 請求書に利用明細を添えて、利用のあった月の翌月に、利用者あてにお届けします。請求のない月はお届けしません。</p>
<p>利用料等の支払い</p>	<p>① 提供を受けたサービスの内容を確認のうえ、請求月の末日までに利用料をお支払いください。 ② お支払いを確認しましたら領収書をお渡しします。必ず保管をお願いします。</p>

※利用料等の支払いが、支払い期日から 2 ヶ月以上遅延し、さらに支払いの督促から 14 日以内に支払いがない場合、契約解約の上、未払い分をお支払いいただきます。

7 秘密の保持と個人情報の保護について

<p>利用者及びその家族に関する秘密保持について</p>	<p>① 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」及び「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守します。 ② 事業者及び従業者は、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を、正当な理由なく、第三者に漏らしません。 ③ 秘密保持義務は契約終了後も継続します。 ④ 事業者は従業者に、業務上知りえた利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後も、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。</p>
<p>個人情報保護について</p>	<p>① 事業者は、利用者及びその家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者及びその家族の個人情報を用いません。 ② 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物(紙の他、電磁的記録を含む)については、善良な管理者の注意をもって管理し、処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。</p>

8 介護支援業務に関する相談、苦情について

<p>さんむ医療センター 居宅介護支援事業所</p>	<p>千葉県山武市成東 250 さんむ医療センター本館 1 階</p> <p>0475-82-7026(直通) 管理者 内田昌臣</p>
<p>市町村の介護保険相談部署</p>	<p>山武市高齢者支援課介護給付係 0475-80-2641(直通)</p> <p>東金市高齢者支援課 0475-50-1219(直通)</p> <p>九十九里町健康福祉課 0475-70-3184(直通)</p>
<p>千葉県の介護保険相談部署</p>	<p>千葉県千葉市稲毛区天台6-4-3</p> <p>千葉県国民健康保険団体連合会 介護保険課苦情処理係 043-254-7428(直通)</p>

9 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日 令和 年 月 日

上記内容について「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準 (平成11年厚生省令第38号)」第4条の規定に基づき利用者に説明を行いました。

事業所	所在地	千葉県山武市成東 250 さんむ医療センター本館 1 階
	事業所名	さんむ医療センター居宅介護支援事業所
	説明者氏名	(印)

上記内容の説明を事業者から確かに受けました。

利用者	住所	
	氏名	(印)

代理	住所	
	氏名	(印)

居宅介護支援の提供について

1 居宅サービス計画の作成

居宅介護支援事業者(以下「事業者」)は、居宅サービス計画(以下「計画」)の際、下記に配慮します。

- ① 利用者宅へ訪問し、利用者又はその家族と面接し、環境や立場等の理解と課題の把握に努めます。
- ② 事業者は、利用するサービスを選ぶ際、サービス事業者等の情報を、利用者又はその家族に提供します。
- ③ 利用者は事業者に、複数のサービス事業者等の紹介を要求できます。
- ④ 利用者は事業者に、計画のサービス等の選定理由の説明を要求できます。
- ⑤ 事業者は、サービスが特定の種類や事業者に不当に偏らないよう努めます。
- ⑥ 事業者は、計画内容が利用者に適すようサービス担当者から情報を求めます。
- ⑦ 事業者は、計画の支援方法や利用料を、利用者又はその家族に説明します。
- ⑧ 事業者は、利用者が計画原案に同意した後、原案に基づく計画を作り、改めて利用者の同意を得ます。
- ⑨ 利用者は、事業者が作成した計画の原案に同意しない場合は、事業者に計画原案の再作成を依頼できます。

2 サービス実施状況の把握と評価

- ① 事業者は計画作成後も、利用者又はその家族、さらにサービス事業者と継続的に連絡をとり、計画の実施状況の把握に努め、目標にそってサービス提供されるようサービス事業者の調整を行います。
- ② 事業者は計画が効果的に提供されるよう、利用者状態を定期的に評価します。
- ③ 事業者は利用者が、利用者宅での生活が困難と判断した場合や、利用者が施設入所を希望する場合は、利用者又はその家族に施設の情報を提供します。

3 居宅サービス計画の変更

利用者か事業者が、計画の変更が必要と考える又は判断する場合、事業者と利用者双方の合意にて、計画変更をこの実施方法等に従い行います。

4 居宅サービス計画の届出

訪問介護サービスの生活援助の利用回数が、通常の計画とかけ離れている場合、利用者の自立支援・重度化防止等の観点から、当該計画を市町村に届出します。

5 テレビ電話装置等のオンラインツールを活用した会議

利用者又はその家族の同意がある場合、サービス担当者会議や入院中カンファレンスは、テレビ電話装置等を活用できるものとします。その際、個人情報適切に取扱います。

6 居宅介護支援事業所の義務

- ① 事業者は、利用者又はその家族に対し、利用者が医療機関に入院する時は、介護支援専門員の情報等を、当該医療機関に伝えるよう求めます。
- ② 事業者はサービス事業者から、利用者の情報提供を受け必要と認める時は、利用者の同意を得て主治医、歯科医師、薬剤師等に情報を提供します。
- ③ 事業者は、利用者が医療系サービス(訪問看護、訪問リハビリ、通所リハビリ、短期入所療養介護等)を利用する場合、利用者の同意を得て、主治医、歯科医師の意見を求めます。その場合、事業者は計画を主治医等に交付します。

7 給付管理

事業者は作成した計画に基づき、毎月、給付管理票を作成し、千葉県国民健康保険団体連合会にオンライン提出します。

8 要介護認定等の代行申請

事業者は、介護保険の新規、更新、区分変更の各申請の代行が可能です。

9 居宅サービス計画等の情報提供

利用者が、他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合、円滑に引き継げるよう、計画等の情報提供に誠意をもって応じます。

10 当事業所の訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況

事業者は6ヶ月に1回、利用者又はその家族に下記を説明します。

- (ア) 事業者が、前6ヶ月間に作成した計画総数のうち、上記4サービスの利用割合。
- (イ) 事業者が、前6ヶ月間に作成した計画総数の中で、上記4サービスを入れた計画における、サービスごとの同一事業者への紹介割合。

①前6か月間に作成した計画総数の中で、4サービスの利用割合。

訪問介護	
通所介護	
地域密着型 通所介護	
福祉用具貸与	

②前 6 か月間に作成した計画にける 4 サービスの同一事業者への紹介割合。

訪問介護	%	%	%
通所介護	%	%	%
地域密着型 通所介護	%	%	%
福祉用具貸与	%	%	%

11 感染症予防、及びまん延防止のための措置

感染症発生やまん延防止のため、委員会開催、指針整備、研修実施、訓練(シミュレーション)実施等に取り組みます。

12 虐待防止のための措置

利用者の人権擁護、虐待防止等のため、虐待発生や又はその再発防止のための委員会開催、指針整備、研修の実施、担当者を定める。

【事業者は、利用者等の人権・虐待防止のため、下記措置を講じます】

① 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止責任者	居宅介護支援事業所 管理者 主任介護支援専門員内田昌臣
---------	--------------------------------

② 成年後見制度の利用を支援します。

③ 苦情解決体制を整備しています。

13 ハラスメント防止のための雇用管理上の措置

ハラスメント…セクシュアル、パワー、カスタマー、モラル等を含み、上司、同僚、利用者、その家族から受けるものも含まれます。

【事業者が講じる事が望ましい取り組み】

(ア)相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備。

(イ)被害者への配慮のための取組(メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して1人で対応させない等)。

(ウ)被害防止のための取組(マニュアル作成、研修実施等)を規定する。

14 業務継続計画(BCP=Business Continuity Plan)の策定等

感染症や非常災害時にも、業務を途切れさせないための計画を策定し、研修や訓練を定期的に行う等の措置を講じます。

15 電磁的記録

① 事業者は、書面(被保険者証に関するものを除く)の保存等に係る負担軽減の

重要事項 (10)

- ため、書面作成と保存等を電磁的記録(電子計算機等)で行えるものとします。
- ② 利用者及びその家族の利便性向上や、事業者等の負担軽減のため、書面で行う事が規定されている又は想定される交付等を、利用者等の承諾を得て、電磁的方法(電子メールでの同意、電子署名等)で、できるものとします。